

68号ないし80号事件

第1 審査会の結論

- 1 別紙開示請求経過一覧表事件番号68号、69号の②③④、70号の2、71号、72号の①の(1)②③④、73号の1、74号、75号、76号の①、77号、79号、80号の1及び3～6各文書について、実施機関が行った不存在非開示決定に対する異議申立については、実施機関の判断は妥当である。
- 2 別紙開示請求経過一覧表事件番号69号の①⑤、73号の2前段、76号の②の各文書について、実施機関が、桑名市情報公開条例第6条第2号を理由として行った非開示決定に対する異議申立については、看護師3名の「看護婦(師)免許証」のうち看護師の氏名、登録番号については開示し、その余の点については非開示が相当である。

第2 異議申立人の異議申立の要旨

異議申立人は、別紙開示請求経過一覧表の事件番号68号ないし80号の「公文書開示請求」欄に記載の各文書について情報公開請求をした。

これに対し、実施機関は、別紙開示請求経過一覧表の「決定通知」欄に記載したとおり、それぞれ開示決定、不存在非開示決定又は非開示決定をした。

そこで請求者は、別紙開示請求経過一覧表の「異議申立理由」欄に記載した各理由により、実施機関が下した決定はいずれも不当であるとして異議申立をした。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明の要旨は、別紙開示請求経過一覧表の「決定理由」欄に記載のとおりである。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、本件異議申立の相当性である。

1 開示決定した文書について

事件番号70号の1及び事件番号80号の2の文書は、請求者が実施機関に医療事故調査委員会等の設置を電話で要請したことに関する文書であり、実施機関は電話対応報告書をすでに、地独桑西第46号決定において開示済みである。なお、異議申立理由は、病院の規模から医療事故調査委員会等が設置されたはずであり、電話による要請に関する文書ではなく医療事故調査委員会等の設置に関する文書が存在すると思われることを理由としており、理由に齟齬がある。

事件番号72号の①(2)及び⑤、73号の2後段、および、78号の文書は、氏名等を

非開示とする根拠法令等の文書の開示を求めるものである。

実施機関は、桑名市情報公開条例第6条第2号の個人識別情報であるとして、桑名市情報公開条例を開示しているが、その相当性については、後記第3項に記載する。なお、異議申立理由は、看護師の氏名等を明記した文書そのものを公開するべきとするものであり、理由に齟齬がある。

2 不存在非公開決定をした文書について

実施機関によれば、事件番号68号、69号の②③④、70号の2、71号、72号の①の(1)②③④、73号の1、74号、75号、76号の①、77号、79号、80号の1及び3～6の文書は存在しないとの説明である。

医師法24条1項には、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない」旨が規定されており、採血の有無、診療に関する事項等を診療録に記載することは法律上の義務である。

しかるに、異議申立理由は、患者の同意なく採血できること、医師が説明義務を果たさないこと、診療録等に誤記があること、採血について医療事故調査委員会が設置されること等、医師に必ずしも義務づけられていないことを根拠づける文書、あるいは義務違反行為を正当化する文書が存在するはずであるという見解に立つものであるところ、そのような文書が存在するとは想定し難く、逆に、これら各文書が存在しないとする実施機関の説明は不合理とは考えられない。

なお、実施機関によれば、医療事故調査委員会は死亡その他重大な結果が発生した場合に実施機関の判断で設置することがあるが、請求者に対する採血に関してはこれを設置していないとのことである。

3 非開示決定した文書について

事件番号69号の①⑤、73号の2前段、76号の②に該当する文書について、実施機関は、看護婦（師）免許証、履歴書、職員採用試験申込書を特定したうえ、桑名市情報公開条例第6条第2号に該当することを理由としていずれも非開示とする決定をした。

この点、同条例第6条は、開示請求があったときは、原則として当該公文書を開示しなければならないとしつつ、その各号で例外を規定する。その第2号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開であることを定める。

そこで、看護婦（師）免許証、履歴書、職員採用試験申込書が同条例第6条第2号の非公開文書に該当するか検討する。

まず、看護婦（師）免許証には看護師の氏名、生年月日、免許証の交付日、看護婦（師）籍への登録日及び登録番号等、及び厚生（労働）大臣と免許証作成局局

長の各署名押印が記載されている。また、履歴書及び職員採用試験申込書にも、看護師の氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、資格・免許、処遇条件等が記載されている。

ところで、同条例第6条第2号ただし書エによれば、「当該個人が公務員等（地方独立行政法人の役員及び職員を含む）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名」は、開示すべき情報に該当する。

そうであれば、看護師らの職及び氏名は、地方独立行政法人の職員であり、「職務の遂行に係る情報」に該当するので、看護婦（師）免許証の看護師の氏名及び登録番号は開示すべきである。

これに対し、履歴書及び職員採用試験申込書は、地方独立行政法人の職員の過去の経歴又はその推移が記載されたものであり、地方独立行政法人の職員のプライバシーに係る情報であるから、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	石坂俊雄	弁護士
会長職務代理者	藤枝律子	大学准教授
委員	福井悦子	弁護士
委員	田口勤	弁護士
委員	富田仁	大学教授